

2023年7月20日

三田市長

森 哲男 様

別冊 3部

兵庫県社会保障推進協議会 会長 武村 義人
〒650-0047
神戸市中央区港島南町5丁目3番7兵庫民医連内
電話 (078) 303-7351 FAX (078) 303-7353
Eメール: [REDACTED]

担当 [REDACTED]

住民のいのちと暮らしを守る、日々のご尽力に敬意を表します。

兵庫県社会保障推進協議会は、本年も県内全自治体に要望書とアンケートの回答をお願いしております。お忙しいところ恐縮ではありますが、8月25日をめどに回答をお願いしております。

なお、昨年同様メールでの回答をお願いさせていただきます。貴自治体の連絡先メールアドレスのご連絡を下記のアドレスまで、ご連絡をお願いいたします。

Eメール: [REDACTED]

よろしくお願いたします。

送付書類	
2023年度 社会保障施策等についての要望書	1冊
2023年度 社会保障施策等についての自治体アンケート	1冊
2022年度 社会保障施策等についての兵庫県下の自治体アンケート結果	1冊

備考

2023年度 社会保障施策等についての 要望書

1. 社会保障制度改革推進法など一連の制度改革について

No.	要望事項	回答 自治体名 (三田市)	担当課
1	社会保障制度改革推進法、社会保障制度改革国民会議報告書、および社会保障制度改革推進プログラム法は、社会保障を「助け合いの仕組み」にすり替えており、「社会保障は国が責任を持つ」という憲法第25条に違反したものです。「助け合い」があっても社会保障の抑制、後退があってはなりません。この法をもとに、財政面から「持続可能な制度」とするとし、保険料負担増や利用抑制が強まっています。また、43兆円もの「国防予算」を国は確保する方針であり、地方自治体とし意見を出さないことには、社会保障の予算を確保することはできません。社会保障制度改革推進法等の廃止・見直しを含め国に要望するよう求めます。		
2	新型コロナウイルス感染拡大で感染症対策、医療体制の脆弱さが明らかになりました。入院病床確保が必要な今も、実際は急性期病床が削減される「地域医療構想」がすすめられています。感染症対策や救急治療に対応できる地域の医療体制を確保するため、公的病院の維持拡大、医師数の拡大を県と国に要望するよう求めます。		
3	コロナ禍で保健所が現在の体制では機能しないことが実感されました。保健所の数と体制を公衆衛生対策が担える基準として、1994年の地域保健法により少なくなった設置基準以前の保健所体制にすよう、国と兵庫県に働きかけること。		
4	在留資格の限定的な対応等により「仮放免」となった外国人など、適応する保険制度がなく、医療を受けられず亡く事件も起り人権問題となっています。貴自治体はこのような外国人に対しどう対応されているかお聞かせください。また、国に外国人に対応する医療制度を切れ間なく作るよう求めること。		
5	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）を活用し、価格高騰の影響を受ける事業者に臨時交付金を支給すること。		

2. 国民健康保険について

No.	要望事項	回答 自治体名 (三田市)	担当課
1	国民健康保険法第1条「この法律は、国民健康保険の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与すること」を「国保のしおり」等の加入者向け冊子に明記すること。決して社会保障は「助け合いの制度では無い」ことを明らかにし、その理念を順守した国保運営をすること。		
2	無理なく払える保険料に引き下げのため、国庫負担金・県費補助の増額を求めるとともに、一般会計からの繰入金（法定外）を維持、増額すること。基金の繰り越しがある場合は、活用すること。		
3	条例減免など独自の保険料軽減策は、一般会計からの繰り入れを財源とし、国保加入者の保険料に転嫁しないこと。		
4	低所得者・多子・ひとり親・障害者世帯への保険料減免を拡充すること。		

No.	要望事項	回答 自治体名(三田市)	担当課
5	子どもの均等割(18歳以下)を廃止すること。		
6	保険税負担後の所得が、生活保護基準額以下となる場合は、保険料を軽減・免除すること。		
7	国保法第44条の一部負担金減免の利用要件が事実上適用者が出ないものになっています。 病気・ケガが治るまで適用することや、利用見込み期間の設定。収入減少の比較期間が一カ月以上ある場合は、制度を必要とする状況を撤廃するなど改善すること。		
8	国保法第44条の一部負担金減免を、ホームページや広報で周知するとともに、ポスター掲示やチラシを作成し医療機関や住民に周知すること。利用実績を増やしてください。		
9	保険証の窓口留置きや、短期証、資格証明書を発行せず、すべての加入者に正規の保険証を交付すること。		
10	18歳までの子どもに対しては正規の保険証を迅速に届け、無保険状態をつくらないこと。		
11	滞納があっても「病気やけが」など「特別な事情」と判明すれば、保険証を即時発行すること。市町独自で設定した保険料返済額の納金を前提とした説明をしないこと。		
12	保険料の滞納に対する延滞金及び年金からの保険料の特別徴収をしないこと。		
13	財産調査・差押さえについては法令を順守し、面談は懇切丁寧に行うこと。滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにすること。		
14	地方税法15条・国税徴収法153条にもとづき、無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分を停止すること。2019年10月大阪高裁の「振り込み数日後の預金を財産ではなく給与とみなし、差し押さえを違法とした判決」を踏まえ、預貯金口座に入っている、差し押禁止財産については差し押さえしないこと。納税緩和措置の適用を認めること。		
15	すべての福祉医療助成に対するペナルティーについては国にやめるよう強く要請すること。		
16	すべての福祉医療助成に対するペナルティー分については一般会計繰入で補填すること。		
17	出産手当、傷病手当給付を国に要望すること。		
18	国民健康保険運営協議会は住民代表の公募枠を設け、会議を公開、議事録を作成のうえホームページで公開すること。傍聴定員を少人数に限定しないこと。		
19	国民健康保険証をマイナンバーカードと一本化することが2024年秋実施されようとしています。全ての被保険者が確実に保険診療が受けられるよう、従来の保険証をまず送付すること。 また保険料滞納者に対しては、相談の機会をつくり懇切丁寧に対応すること。		

No.	要望事項	回答 自治体名 (三田市)	担当課
-----	------	---------------	-----

3. 高齢者制度について

No.	要望事項	回答 自治体名 (三田市)	担当課
1	後期高齢者医療保険料引き下げを「後期高齢者医療広域連合議会」に求めること。		
2	後期高齢者医療の保険料軽減措置の継続を国に要望すること。		
3	患者の一部負担金について、後期高齢者医療（75歳以上等）の医療費窓口負担2割化の中止、前期高齢者は1割に戻し、後期高齢者医療は無料とすることを国に求めること。		
4	保険料の滞納を理由とした差し押さえ、医療給付の差し止めはしないこと。		
5	特定健診を継続し、国基準に上乗せして以前の一般検診並みとし、聴力検査（特に加齢による）、各種がん及び認知症検診とあわせて結核も加えること。費用は年1回無料とし、日曜健診や施設への出張検診など受診しやすい制度とすること。委託医療機関の事務負担を軽減すること。		
6	人間ドック助成未実施自治体はただちに制度化すること。実施している自治体は脳ドックとあわせて半額以上助成とすること。		
7	健康保険で受けられる歯科治療の範囲を広げるよう、国に要望すること。		
8	65歳以上の高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の年齢指定を柔軟にすること。		
9	インフルエンザワクチンは無料とすること。		
10	加齢性難聴者の補聴器活用を医療保険適用とするよう国に求めること。医療保険適用となるまで、聴力を補う機材に対し独自助成制度を設けること。		
11	年金制度について「マクロ経済スライド」を廃止し、「年金カット法」は実施しないこと、年金を毎月支給に変更すること、最低保障年金制度を創設することを、国に要望すること。		
12	高齢者の移動権を保障するため、バスとタクシー利用を補助する制度をつくること。利用件数を把握し、利用しやすいように要件を改善すること。		
13	後期高齢者医療の保険証をマイナンバーカードと一本化することが2024年秋実施されようとしています。全ての被保険者が確実に保険診療が受けられるよう、従来の保険証を送付すること。		

No.	要望事項	回答 自治体名(三田市)	担当課
-----	------	--------------	-----

4. 介護保険施策について

No.	要望事項	回答 自治体名(三田市)	担当課
1	<p>高齢者の生活に必要なケアが確保できない、保険料や利用料負担が重い、介護職の給与が安すぎるなど介護保険制度の様々な問題は、国庫負担の増額で多くが解決します。</p> <p>高齢者福祉制度で財源の50%を負担していた国が、介護保険制度になり25%しか負担していません。「介護を社会全体でささえる」とし介護保険はスタートしており、高齢化は国全体の問題です。地方自治体で必要な介護保険制度が運営できるよう、国に対し介護保険財政における国庫負担の割合の大幅引き上げをを求めること。</p>		
2	<p>第8期改定の際、県内26自治体で介護給付費準備基金を活用し保険料が減額されました。保険料を上げ続けている自治体は今年からでも、介護給付費準備基金を活用し介護保険料を引き下げること。</p>		
3	<p>低所得者を対象とした補足給付（施設・短期入所利用者の居住費、食費に対する負担軽減制度）の見直しが2021年8月から実施され、1年後に対象となった第2段階、第三段階の利用者が減少した自治体が多数をしめています。特に第三段階の利用者は、施設、短期入所合わせて3千人近く利用者を減らしています。補足給付見直しにより、対象外となり利用を変更せざる負えなくなった方などの、実態を調査し、結果を公表してください。</p>		
4	<p>介護サービス利用者の負担を軽減するため、利用料減免、保険料減免を国の制度では不十分なため、自治体独自の制度としてつくること。また対象者を広げること。</p>		
5	<p>総合事業の対象者を要介護者まで広げないこと。</p> <p>すべての要支援認定者が「現行相当サービス」（現行相当サービスとは、2016年時点の予防事業と同じ水準のサービスとしてスタートした総合事業サービス）を利用できるようにすること。</p>		
6	<p>総合事業の「緩和型サービス」は、「有資格者はより専門的なサービスを必要とする人への支援にシフトし、家事などの支援については、新たな担い手の活用を図るもの」であり、介護有資格者以外の担い手確保が前提です。自治体が要請した新たな担い手の「緩和型サービス」への就労状況を把握し、介護有資格者の「緩和型サービス」での就労が無いようにすること。</p> <p>「新たな担い手」が確保できず介護有資格者が「緩和型サービス」で就労せざる負えないのなら、介護保険のサービス事業とすること。その際利用者負担増にならないよう、自治体が責任をもって予算化すること。</p>		
7	<p>特別養護老人ホームの入所を希望する全ての方が利用できるようにすること。</p> <p>要介護2以下の利用者が入所するための「特列入所要件」が対象者を狭めないように見直してください。</p>		

No.	要望事項	回答 自治体名(三田市)	担当課
8	介護保険判定にあたっては実態に即した介護度とすること。主治医意見書などの情報を反映し、特に障害や症状が悪化しているにもかかわらず「軽度」に認定されるなど、利用者の実態とかけ離れた要介護認定を改善するため実態調査を行い、改善措置を講じること。		
9	介護認定者に対する「障害者控除」認定については、認定のための基準を明確にし、市民や介護支援事業所などにも周知し、担当者が住民に対して正しくアドバイスできるように徹底すること。		
10	65歳以上の障害者手帳所持者及び特定疾患の40～64歳の障害者手帳所持者が介護保険第1号被保険者となった際、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知(平成27年2月18日付)や確定した浅田訴訟の広島高裁判決の「介護保険が優先されるものではない」とする趣旨をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえ柔軟な支給決定を行なうこと。また制度移行については65歳の誕生日直前ではなく、早めに介護保険と障害サービスとの違いや利用料のことなど丁寧に説明をすること。また、引き続き障害サービス利用を希望している人に対して、介護認定を受けることを強要しないこと。		
11	64歳までの障害者サービス利用時と同様に、住民税非課税世帯には利用料を無料とすること。		
12	障害者には、障害に対応する施策が利用できることをケアマネージャーに周知徹底すること。対応については、介護保険課と障害福祉課の連携、包括支援センター、ケアマネージャー等介護関係者への障害知識・理解の周知・連携を抜本的に強化し、障害福祉サービスの利用についてはすみやかに市町の障害福祉課が対応できるように体制をとること。		
13	「介護保険利用優先」を規定する障害者総合支援法第7条廃止を国に要望すること。		
14	介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び介護事業所等関係者に多大な負担となり、医療保険証に見られるようなトラブルが予想されます。そもそも保険料払っているにもかかわらず、マイナンバーカードは申請主義でありすぎいません。国に対し介護保険証のマイナンバーカード一本化は行わないよう要望すること。		
15	軽度者の申請書類(ターミナル患者などの急変に対応する申請)に「診療情報提供書」が有料で必要な自治体と、「介護情報提供書」により無料で申請できる自治体があります。どちらの「提供書」を採用しているか。またその理由をお聞かせください。		

No.	要望事項	回答 自治体名 (三田市)	担当課
-----	------	---------------	-----

5. 生活保護について

No.	要望事項	回答 自治体名 (三田市)	担当課
1	諸物価の急騰をカバーできるように生活保護基準を緊急に引きあげること。		
2	すべての被保護世帯の扶助費引き上げをめざし、「I級地-1」の生活扶助の水準確保・上乘せを行なうこと。		
3	生活保護は個人情報と人権を守ることが特段求められる制度であり、情報が漏れる危険性のある外部委託を行わないこと。		
4	扶養照会は原則として廃止し、照会が必要な場合でも必要性などをよく説明し、かならず要保護世帯の同意を得ること。		
5	2018年にエアコンの設置が認められた生活保護世帯は新規申請者や転居したときのみで、圧倒的多数の生活保護世帯は、同じ環境下でエアコンの設置がされていません。熱中症対策のために、すべての被保護世帯にエアコン設置費用を支給することと光熱費相当の夏季手当を支給すること。		
6	「生活保護のあらまし・しおり」などの広報紙誌には、憲法25条と生活保護法第1条を記載し、生活保護利用はすべての国民の権利であることを周知徹底すること。		
7	「生活保護のあらまし」などに保護申請書を添付し、市民がいつでも入手できる場所に設置すること。口頭による申請を認めること。		
8	通院や求職活動に伴う交通費支給の説明を必ず行い、制度の利用を積極的に促すこと。		
9	自動車保有を理由に申請拒否をせず、保有猶予期間中に適切な指導援助を行うこと。又、障害者の日常生活や就業に不可欠な自動車保有を認めること。		
10	ケースワーカーは福祉専門職を配置し、「標準数」の定数配置を行うこと。そして、生活保護制度の熟知とケースワークの質向上のための研修制度を充実すること。特に福祉職の経験のない職員については十分な研修・指導・援助を行うこと。		
11	福祉事務所のミスによる過少支給については、無条件に全額補填支給すること。		
12	「保護開始決定(変更)通知書」は、要保護世帯が理解でき、自らの保護費が計算できる書式に改善すること。		
13	福祉事務所への警察官OB配置は廃止し、ケースワーカーを配置して必要な対応をすること。又「不正受給」対策を専門とする警察官OB配置は、直ちに廃止し、不正受給対応は、ケースワーカーによって生活保護法の観点に立って行うこと。		
14	保護の要否判定にあたって、地域の民生委員に意見書を求めることや個人情報が漏洩するような対応はしないこと。		
15	頻回受診のしめつけ、長期入院の強制退院などを強要しないこと。		
16	ジェネリック薬の強制的な使用はせず、医師の処方・診断に従うこと。		
17	医療機関の選択の自由を保障すること。		

No.	要望事項	回答 自治体名(三田市)	担当課
-----	------	--------------	-----

6. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

No.	要望事項	回答 自治体名(三田市)	担当課
1	子どもの医療費助成制度を外来・入院とも18歳まで、現物給付で所得制限なし、一部負担金は無料となるよう、充実させること。また、兵庫県と国へ、18歳までの医療費助成制度をつくるよう要望をだすこと。		
2	母子家庭医療費助成制度の所得制限をなくし、一部負担金は無料とすること。		
3	児童扶養手当を第2子以降も同額とするために差額を補助すること。		
4	妊産婦検診を格差無く受けられるように、費用を軽減し医療費窓口負担を無くすこと。		
5	就学援助の適用についてすべての児童・生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう、所得が認定基準額を超える場合でも生活実態を考慮して判断すること。生活保護基準の引き下げの影響が出ないようにすること。		
6	就学援助の認定基準額を引き上げること。		
7	就学援助の支給額は学用品値上げに伴いあげることまた、第1回支給月は出費のかさむ4月にすること。「新入学児童生徒学用品費等」の支給は文部科学省通知にもとづき、3月までに支給すること。		
8	就学援助申請の手続きの過程で、プライバシーの保護は重要です。申請書を提出することが学校現場でわかる申請方法等は問題とされています。申請先を役所にし、郵送でも可能とすること。審査結果も郵送で通知すること。		
9	就学援助申請手続きの際、「マイナンバー」提出を強要しないこと。		
10	麻疹、MRワクチン、インフルエンザワクチンの確保は医療機関任せにせず市町が責任もつこと。B型肝炎、おたふくかぜ、子どものインフルエンザ、ロタウイルスワクチンを無料接種とすること。		
11	「子ども・子育て支援新制度」については、公立幼稚園、保育所の統廃合をやめ、現行の保育水準・基準を後退させず、安心して子育てができるよう市町の公的責任を果たすこと。		
12	「子どもの貧困対策推進法」及び「子どもの貧困対策に関する大綱」を受けて、特にシングルマザー世帯などにたいする生活支援、学習支援、夕食支援施策の具体化を行うこと。		
13	「ヤングケアラー」の状態を解消するため、実態を調査・把握し、介護、家事、育児などの支援体制をつくること。		
14	中学校給食を、自校方式の完全給食、全員喫食とすること。		
15	小・中学校の給食を無償化すること。必要な予算を県、国に要望すること。		

No.	要望事項	回答 自治体名 (三田市)	担当課
16	小中学校の特別教室含むすべての教室と、体育館にエアコンを設置すること。		
17	小中学校の女子トイレ個室に生理用品を設置すること。		

7. 障害者施策について

No.	要望事項	回答 自治体名 (三田市)	担当課
1	障害者の自立と社会参加を保障するために、地域生活支援事業である移動支援（重度視覚障害者は同行援護）の支給量の上限をなくしてください。入院時、緊急時にもホームヘルパー・ガイドヘルパー、手話通訳等が利用できるよう拡充してください。通学・通所にガイドヘルパーを利用できるようにしてください。		
2	交通機関の利用助成に燃費等の助成を加えてください。また、タクシー助成と同額まで引き上げてください。		
3	重度障害者医療費助成制度を国の制度にするよう国に要望してください。また、窓口負担はなくしてください。制度の対象を身体障害者3級、療育手帳B2、精神障害者手帳2級まで拡大してください。		
4	自立支援医療に係る利用者負担について、「福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の無料化」と同様の措置を実施してください。		
5	介護保険対象年齢になったからといって、障害がなくなったり軽くなったりはしません。逆に加齢に伴う暮らしづらさが生まれてきます。また、所得が増えることもありません。介護保険制度対象の障害者であっても、障害者施策との選択でサービスが利用できるようにしてください。障害者には、障害に対応する施策が利用できること、機械的画一的に介護保険利用を強要しないことを担当課（担当者）に徹底してください。		
6	「障老介護」や「老障介護」をなくし、自分らしい生活ができる入所施設やグループホーム等の暮らしの場を充実させてください。		
7	災害時における要援護者への個別支援計画（マイプラン）を対象者の要求に基づき早急に策定してください。		
8	長期間の待ち時間が常態化している障害児の療育施設の増設を行なってください。		
9	障害児がショートステイやレスパイト入院できる施設・医療機関を拡充してください。		

No.	要望事項	回答 自治体名 (三田市)	担当課
-----	------	---------------	-----

8. マイナンバーカードについて

No.	要望事項	回答 自治体名 (三田市)	担当課
1	健康保険証をマイナンバーカードに一本化する法が6月の国会で成立しました。健康保険証は国民皆保険に基づいて原則無差別・無条件に交付されるものです。マイナンバーカードは取得が本人の申請に基づく任意のものであり、本質が違う制度のものを「一本化」できるはずがありません。健康保険証の廃止は生命にかかわる問題であり、健康保険証をマイナンバーカードに一本化する、関係法律の即中止を国に求めること。		
2	健康保険証をマイナンバーカードに一本化する法には、マイナンバーカード取得は任意であり「強制しないこと」としています。法が実施される2024年秋以降も皆保険制度として、これまでどおり従来の健康保険証を発送すること。		
3	マイナンバーカードで医療機関に受診したときに、医療情報の誤入力や資格確認ができないなど現時点で多数のトラブルが発生しています。医療・介護・福祉現場でのトラブルに解消のため、速やかに従来の保険証を活用する方針を徹底すること。		
4	健康保険証をマイナンバーカードに一本化する法の附帯決議には、医療・介護・福祉施設の事業者に対し、利用者の代理申請や管理など、事実上強制する施策は行わないこと、と定められており事業者への協力依頼はしないこと。また、高齢者や障害者の施設入所者の多くは、自身で判断できず申請も管理もできないことから、関係する法律の即中止を国に求めること。		
5	健康保険証をマイナンバーカードに一本化する法の附帯決議には、保険料滞納者への相談の機会はきめ細かく、懇切丁寧に努めることとされています。相談窓口の充実を具体的にお示ください。		
6	マイナンバーカードの公金受取口座の登録では、「国民から積極的な意思表示が得られるよう」とされています。不都合の回答がないときは自動的に登録せず、必ず本人からの合意の回答を得たものだけ登録すること。		
7	マイナンバーカードの公金受取口座の利用目的の安易な拡大や流用は厳に行わないこと、としていることから利用範囲は詳細を示し限定すること。		
8	マイナンバーカードは任意であることを広く知らせ、様々な制度の申請の際にマイナンバーカードが無くてもスムーズに手続きができるように運用すること。		